明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔告　示〕
○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（**金融庁・法務・財務**一）　一
○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（**国土交通**三七八）　二
○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件の一部を改正する件（**同**三七九）　四

〔公　告〕
諸事項
**裁判所**
免責、再生関係　四
**特殊法人等**
公認会計士等の登録及び登録抹消、日本弁護士連合会公示送達・懲戒処分、地方公務員共済組合連合会関係　二
**地方公共団体**
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三
**会社その他**
**会社決算公告**　三四三